

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	1
○障害者自立支援法施行規則の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	2
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部改正 (水産政策課)	2
○道路の供用開始（2件） (道 路 課)	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○共同施行土地改良事業の計画変更の認可（土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行） (")	3
○共同施行土地改良事業の工事の完了 (")	3
○県営土地改良事業の工事の完了 (")	3
○砂利採取法による聴聞 (用地対策課)	3
○宅地建物取引業法による処分（2件） (住 宅 課)	4
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	5
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体異動の届出	5
○告示（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の訂正	5

告 示

高知県告示第547号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	精神通院医療に関係がある診療科名	指定年月日
エール薬局きつず店	高知市葛島二丁目6-33		平成24年3月1日
医療法人矢野小児科診療所矢野小児科診療所	高知市上町二丁目1-26	小児科	平成24年5月1日
にしとさ薬局	四万十市西土佐用井1110-28		〃
医療法人島本慈愛会島本病院	高知市帯屋町二丁目6-3	神経内科	平成24年6月1日
エール薬局須崎店	須崎市横町8-5		平成24年7月1日
高知調剤薬局にいだ店	高知市仁井田646-1		平成24年8月1日
訪問看護ステーションナースケ	高知市永国寺町1番43号 ハイツ永国寺302号		〃

ア			
---	--	--	--

高知県告示第548号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	精神通院医療に係る診療科名	変更年月日
変更前	セイショー堂薬局	四万十市古津賀字西中野1463		平成24年3月28日
変更後		四万十市古津賀四丁目62番地		
変更前	蓮池薬局	土佐市蓮池1227-4		平成24年4月1日
変更後		土佐市蓮池1207-1		
変更前	白十字薬局小津店	高知市小津町8番6号 高瀬ビル2F東		平成24年6月1日
変更後		高知市小津町39番地3		
変更前	有限会社あじさい薬局北本町店	高知市北本町三丁目4-38		平成24年7月1日
変更後		高知市北本町四丁目3-4		

高知県告示第549号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

		精神通院	業務
--	--	------	----

医療機関の名称	医療機関の所在地	医療に関係がある診療科名	の廃止年月日
らいおん堂薬局赤岡店	香南市赤岡町1930-1		平成24年1月31日
高知県立芸陽病院	安芸市宝永町3-33		平成24年3月31日
有限会社くろしお薬局万々店	高知市中万々2-19		〃

高知県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年8月2日	株式会社ピースフル須崎市吾井郷乙706番地	居宅介護支援事業所びんび 須崎市吾井郷乙706番地 居宅介護支援

高知県告示第551号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 小型漁船漁業の表中
「高知県手結」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区
を
「高知県手結」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区
に改める。
2 小型漁船漁業以外の漁業の表中
「高知県手結」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区
を
「高知県手結」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区
に、
「高知県佐賀町」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区
を
「高知県佐賀町」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区
に改める。

小型漁船漁業
1 総トン数10トン未満の漁船により行うしらいら漬漁業
2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの
」

1 小型まぐろ漁業
2 しらいら漬漁業
3 小型まぐろ漁業及びしらいら漬漁業を併せて営む漁業
」

1 小型まぐろ漁業
2 総トン数10トン以上の漁船により行うしらいら漬漁業
3 小型まぐろ漁業及び総トン数10トン以上の漁船により行うしらいら漬漁業を併せて営む漁業
」

1 小型かつお漁業
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1に掲げるもの以外のもの
3 中型かつお漁業及び大型定置漁業
4 大型かつお漁業
」

1 小型かつお漁業及び大型定置漁業
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1に掲げるもの以外のもの
3 大型かつお漁業
」

高知県告示第552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町黒瀬字南ケ島 1630番1から 高岡郡越知町黒瀬字鶴ノ林 40番2まで	320	平成24年8月28日

高知県告示第553号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年8月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町片岡字古仲須 1583番1から 高岡郡越知町片岡字古池ノ 北1511番1まで	185	平成24年8月28日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、野市下井堰土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年8月28日

役名 (退任)	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	谷合 喜秋	香南市野市町下井	1716
〃	森本 修補	〃 〃	832
〃	島内 昭雄	〃 野市町上岡	2681
〃	横田 貞夫	〃 野市町父養寺	96
〃	亀川 維彦	〃 吉川町吉原	793-2
監事	清藤 昌春	〃 野市町下井	170
〃	寺村 正夫	〃 野市町深淵	156
(就任)			
理事	谷合 喜秋	香南市野市町下井	1716
〃	山崎 俊二	〃 〃	341-1
〃	島内 昭雄	〃 野市町上岡	2681
〃	横田 貞夫	〃 野市町父養寺	96
〃	亀川 維彦	〃 吉川町吉原	793-2
監事	清藤 昌春	〃 野市町下井	170
〃	田内 文夫	〃 野市町深淵	117-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行の行う土地改良事業(土佐清水市松尾地区土地改良事業(区画整理))の計画変更を平成24年8月28日に認可した。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、共同施行土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- (1) 事業主体名
宿毛市小三原土地改良事業共同施行
- (2) 事業名
宿毛市小三原地区小規模排水対策特別事業(区画整理)
- (3) 工事完了年月日
平成元年1月23日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
十市地区
- (3) 工事完了年月日
平成24年3月30日
- 2 (1) 土地改良事業の名称
基幹農道整備事業(農道)
- (2) 地区名
南国西南地区
- (3) 工事完了年月日
平成24年3月29日
- 3 (1) 土地改良事業の名称
ため池等整備事業(用水施設)
- (2) 地区名
生見地区
- (3) 工事完了年月日
平成17年1月25日
- 4 (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
八流地区
- (3) 工事完了年月日
平成20年2月25日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第38条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日
平成24年9月12日(水)午前10時
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内二丁目1番19号 高知県職員能力開発センター
2階 203号室
- 3 聴聞を受ける者
 - (1) 名称
坂本建材有限会社
 - (2) 代表者の氏名
坂本 武夫
 - (3) 主たる事務所の所在地
高知市春野町弘岡下3364番地1
 - (4) 登録番号
高知県登録第395号

(5) 登録年月日
平成元年6月12日

4 事案の内容

砂利採取法第16条の認可を受けた採取計画に従って砂利の採取を行っていない事実が判明し、このことが同法第21条の規定に違反するため、同法第26条の規定に基づく処分をしようとするものである。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項第2号及び第4号の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 処分をした年月日
平成24年8月9日

2 処分を受けた宅地建物取引業者

(1) 商号又は名称
フロントハウジング

(2) 代表者の氏名
廣瀬 英祐

(3) 主たる事務所の所在地
高岡郡佐川町丙3630番地1

(4) 免許証番号
高知県知事（3）第2327号

(5) 免許年月日
平成19年8月19日

3 処分の内容

法第65条第2項第2号及び第4号の規定に基づく宅地建物取引業の免許による業務の全部の停止（平成24年8月11日から同年9月24日までの45日間）

4 処分の理由

フロントハウジング代表者廣瀬英祐は、主たる事務所の専任の取引主任者を兼任しているが、その宅地建物取引主任者証の有効期限が平成22年7月16日付けで満了となり、法第15条第1項の規定に抵触するに至ったにもかかわらず、2週間以内に必要措置を執らなかった。

このことは、法第15条第3項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。

また、平成23年9月21日付け23高住宅第839号及び平成24年6月7日付け24高住宅第339号で、高知県知事から、法第72条第1項の規定に基づく報告を求められ、その文書の送達がなされているにもかかわらず、報告を行わなかった。

このことは、法第65条第2項第4号に該当する。

加えて、平成24年3月31日付けで公益社団法人全国宅地建物

取引業保証協会を除名となり、営業保証金が未供託の状態になったにもかかわらず、1週間以内に供託を行っていない。

このことは、法第64条の15前段の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項第2号及び第4号の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 処分をした年月日
平成24年8月9日

2 処分を受けた宅地建物取引業者

(1) 商号又は名称
有限会社コトブキ不動産

(2) 代表者の氏名
谷脇 吉一

(3) 主たる事務所の所在地
須崎市多ノ郷甲2番地1

(4) 免許証番号
高知県知事（9）第1261号

(5) 免許年月日
平成19年8月31日

3 処分の内容

法第65条第2項第2号及び第4号の規定に基づく宅地建物取引業の免許による業務の全部の停止（平成24年8月11日から同年9月1日までの22日間）

4 処分の理由

有限会社コトブキ不動産代表者谷脇吉一は、主たる事務所の専任の取引主任者の宅地建物取引主任者証の有効期限が平成21年7月26日付けで満了となり、法第15条第1項の規定に抵触するに至ったにもかかわらず、2週間以内に必要措置を執らなかった。

このことは、法第15条第3項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。

また、平成24年2月16日付け23高住宅第1480号及び同年6月7日付け24高住宅第339号で、高知県知事から、法第72条第1項の規定に基づく報告を求められ、その文書の送達がなされているにもかかわらず、報告を行わなかった。

このことは、法第65条第2項第4号に該当する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第10号

事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年8月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること。

(6) 保育所の設置を認可すること。

(7) 認定こども園の認定をすること。

附 則

この訓令は、平成24年8月28日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成24年8月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高野真司 後援会	家方 孝	岡田 教義	幡多郡大月町弘見 2174-1	平24・7・13
浦木秀雄 後援会	伊芸 政継	立石 和美	幡多郡大月町弘見 3928番地 124	平24・7・23
碧進会	高橋 洸貴	高橋 洸貴	吾川郡仁淀川町坂本 533-1	平24・7・30

高知県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年8月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	民主党高知県第1区総支部	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目2-39	平24・7・2
異動後				高知市本町五丁目6-48	

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県自動車整備支部	川上 二男	異動なし	異動なし	平24・7・10
異動後		下村 幸			
異動前	自由民主党安田町支部	異動なし	今村 守茂	異動なし	平24・7・11
異動後			有岡 光弘		
異動前	自由民主党高知県不動産支部	異動なし	西川 正志	異動なし	平24・7・30
異動後			新谷 欽吏		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	山田としお高知県後援会	西原 正和	久岡 隆	異動なし	平24・7・3
異動後		久岡 隆	田内 成幸		
異動前	高知県自動車整備政治連盟	川上 二男	異動なし	異動なし	平24・7・10
異動後		下村 幸			
異動前	大石宗後援会	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目2-39	平24・7・23
異動後				高知市本町五丁目6-48	
異動前	高知県不動産政治連盟	異動なし	國吉 正哲	異動なし	平24・7・30
異動後			矢間 慎一		
異動前	松延宏幸後援会	松井 英俊	異動なし	異動なし	平24・7・31
異動後		松延 宏幸			

高知県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成24年8月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
その他の政治団体

名称	主たる事務所の	代表者氏名	政治団体	届出年
----	---------	-------	------	-----

	所在地		でなくなつた理由	月日
元気都市宿毛応援隊	宿毛市中央三丁目6-14	清家 敬太郎	解散	平24・7・3
須崎を元気にする会	須崎市西糺町16-2	古谷 直輝	解散	平24・7・26
谷本敏明後援会	須崎市西糺町16-2	浜川 一雄	解散	平24・7・26

高知県選挙管理委員会告示53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成24年8月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	田中 孝児	異動なし	田中こうじ後援会	高岡郡中土佐町久礼1612-2	平24・6・1
異動後				高岡郡中土佐町久礼6079-2	
異動前	大石 宗	異動なし	大石宗後援会	高知市本町四丁目2-39	平24・7・23
異動後				高知市本町五丁目6-48	

高知県選挙管理委員会告示第54号

平成23年11月高知県選挙管理委員会告示第113号（政治団体の

収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。
平成24年8月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の資金管理団体の高野光二郎後援会の表中

「1 収入総額	21,357,669円
前年繰越額	3,697,186円
本年収入額	17,660,483円
2 支出総額	18,082,773円
3 収入の内訳	
寄 附	8,375,000円
個人分	8,060,000円
政治団体分	315,000円

を

「1 収入総額	22,842,272円
前年繰越額	3,697,186円
本年収入額	19,145,086円
2 支出総額	18,082,773円
3 収入の内訳	
寄 附	9,859,603円
個人分	8,060,000円
政治団体分	1,799,603円

に、

「自由民主党高知 315,000円 高知市
県支部連合会 」

を

「自由民主党高知 315,000円 高知市
県支部連合会
自由民主党高知 1,484,603円 ”
県参議院選挙区
第一支部 」

に訂正し、第7 解散に係る報告の【平成22年解散】の政党の自由民主党高知県参議院選挙区第一支部の表中

「2 支出総額	19,034,039円
---------	-------------

を

「2 支出総額	21,518,642円
---------	-------------

に、

「4 支出の内訳	
経常経費	8,075,926円
人件費	3,700,013円
光熱水費	500,137円
備品・消耗品費	2,211,476円
事務所費	1,664,300円
政治活動費	10,958,113円

組織活動費	1,508,441円
選挙関係費	5,000,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,444,317円
機関紙誌の発行事業費	312,500円
宣伝事業費	4,131,817円
その他の経費	5,355円
合 計	19,034,039円

を

「4 支出の内訳	
経常経費	8,075,926円
人件費	3,700,013円
光熱水費	500,137円
備品・消耗品費	2,211,476円
事務所費	1,664,300円
政治活動費	12,442,716円
組織活動費	1,508,441円
選挙関係費	5,000,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,444,317円
機関紙誌の発行事業費	312,500円
宣伝事業費	4,131,817円
寄附・交付金	1,484,603円
その他の経費	5,355円
合 計	20,518,642円

に訂正する。